

月形町公共交通通学交通費助成事業

1 目的

町内を運行する公共交通機関の利用を促進し、公共交通の維持及び活性化を図るため、通学定期券を購入する生徒等の保護者等に対し、月形町公共交通通学交通費助成金を交付することを目的とする。

2 対象者

- (1) 月形町民で町内から、通学（高等学校・専門学校・大学など）をしている22歳以下の学生の保護者など
- (2) 町内のバス停留所から乗降車する通学定期券を購入していること

3 助成額

通学定期券の購入費の3分の2（上限：月1万円）

4 告知方法

町HP、町公式LINE、広報4月号チラシ折り込み、広報9月号

5 助成状況（前期申請分）

- (1) 申請者数 21名、26件（89.6%）

対象者内訳：高校1年生13名、高校2年生8名、高校3年生3名、専門学生2名

- (2) 助成額総計 1,500,000円

助成額内訳：月形当別線利用（札幌方面）12名（720,000円）

（48.0%）

岩見沢月形線利用（岩見沢方面）14名（780,000円）

（52.0%）

6 効果（前期申請分）

約9割の方が申請を行った。後期に、年度一括の申請もありうるが、多くの方が申請し、好評である。次年度以降も継続して事業を行ってほしいとの要望の声もあった。

月形町公共交通通学交通費助成事業

～通学する学生の交通費の一部を助成します～

公共交通の定期券を利用して、通学しませんか？
月形町では、公共交通での通学をオススメしています！！

オススメ
01

親の送迎の負担が減り、
公共交通はプロの運転士が
運転するから安全安心！



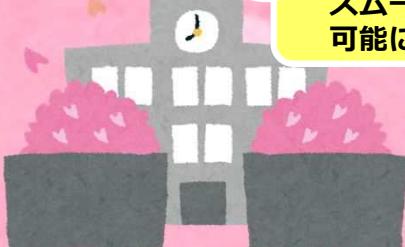
オススメ
02

読書や勉強、友達との会話
など、移動時間を有意義に
使える！



オススメ
03

定期券の利用で、
スムーズな乗降が
可能に！



オススメ
04

地域の公共交通を利用して、
交通事業者を応援！



助成金を申請される方へ

助成金を申請される場合は、助成対象となる全ての定期券の写しが必要になります。
定期券を購入（更新を含む）することに、必ずコピー又は写真を撮って保管してください。

助成額

通学定期券の購入費の3分の2

※助成額は、千円未満の額を切り捨てます。
また、月10,000円が限度となります。

助成対象となる経費

- ①町内を運行する路線バス(町内停留所乗降のみ)の通学定期券の額
 - ②その他公共交通機関の通学定期券の額
- ※①を購入していない場合、②は対象になりません

助成申請方法

次の書類を期限までに役場企画振興課地域振興係へご提出ください。

- ①月形町公共交通通学交通費助成金交付申請書
- ②学生証の写し又は在学証明書
- ③通学定期券の写し又は通学定期券を購入したことがわかる書類
- ④助成金を振り込む口座番号等が確認できる書類

※上記のほか、「月形町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例施行規則」に規定する同意書を提出していただきます。



↑町HPより申請書を
ダウンロードできます

制度の詳細は裏面をご確認ください

1 助成を受けられる方（以下の全てに当てはまる方）

- 助成金の申請時に※1通学する学生及び※2保護者等が月形町の住民基本台帳に記録されており、かつ、居住していること
- 高等学校等への通学にあたり、路線バス「岩見沢月形線」、「月形当別線」、「月形浦臼線」、「江別月形（ニューシーのつバス）」のいずれかを利用しており、かつ、町内の停留所から乗降車する通学定期券を購入していること
- 生活保護を受けていないこと
- 保護者等及び同一世帯に属する方に、町税及び公共料金の滞納がないこと
- 保護者等及び同一世帯に属する方が、月形町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団及びその構成員でないこと

※1 高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、大学及びその他通学定期券を購入することができる学校に通学し、助成を受けようとする年度で22歳以下の学生

※2 学生の親権を行う方、後見人その他の方で現に学生等を監護する方又はその他町長が認める方

2 助成金額及び助成対象経費

- 1ヶ月あたりの通学定期券の購入額の3分の2の額を助成します。ただし、1ヶ月あたり1万円を上限とし、千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額となります。
- 通学定期券の有効期間が複数月にまたがる場合は、有効期間の始まる月を対象月とし、この対象月から通学定期券の購入月数までが対象となります。また、※3複数月の通学定期券を購入した場合は、購入額を購入月数で除した額を1ヶ月あたりの購入額とし、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとします。
- ※4通学定期券が複数ある場合は、合算した購入額を対象経費とします。
- 助成対象となる通学定期券は、助成を受ける年度に購入したものとなります。ただし、※5前年度に購入した通学定期券であっても、対象月が助成年度に属するものは、当該年度において助成対象となります。
- 上記に全て当てはまる場合であっても、他の法令により、補助を受けている場合は、この制度による助成は受けられませんので、ご留意ください。

【例示：助成金の計算例】

※3 バス3ヶ月定期券 $50,100\text{円} \div 3\text{ヶ月} = 16,700\text{円}$ (1ヶ月あたり)
 $16,700\text{円} \times 2/3 \approx 10,000\text{円}$ (千円未満切捨て・上限10,000円)

※4 バス6ヶ月定期券 $63,300\text{円} \div 6\text{ヶ月} = 10,550\text{円}$ (1ヶ月あたり)
JR6ヶ月定期券 $63,650\text{円} \div 6\text{ヶ月} = 10,608\text{円}$ (1ヶ月あたり)
 $(10,550\text{円} + 10,608\text{円}) \times 2/3 \approx 10,000\text{円}$ (千円未満切捨て・上限10,000円)

※5 令和8年3月に3ヶ月定期券を購入した場合

対象月： 令和8年3月～5月の3ヶ月定期券

助成年度：令和8年3月分→令和7年度補助対象（令和7年3月分は制度開始前のため対象となりません）
令和8年4月～5月分→令和8年度補助対象



3 助成方法、交付申請及び請求等

(1) 助成金は、原則、前期及び後期、2回の助成とします。また、次のとおり申請書の申請期間を設けておりますので、忘れずに申請をしてください。

期別	対象月	申請期間
前期	4月～9月	令和7年9月1日～30日
後期	10月～3月	令和8年3月1日～31日



(2) 特別な事情により、前期の申請期間までに申請ができなかったときは、後期に合わせて申請することができます。ただし、過年度分の申請（例：令和7年度に申請し忘れた分を令和8年度に申請）はできません。

(3) 申請後に、内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

(4) 助成金を受領後に、交付決定の取り消し又は変更届により助成金に返還が生じる場合は、助成金の返還をしてもらうことがあります。

4 その他申請にあたっての留意事項

(1) 通学定期券以外（現金・回数券など）の経費は、助成の対象とはなりません。

(2) 利用経路は、自宅から学校までの通学に必要な合理的・経済的な経路に限ります。通学に必要な経路・区間や、重複している区間、合理的と認められない経路は、通学定期券を利用している場合であっても助成の対象となりません。

(3) 助成金の支払いを受けるためには、申請する定期券の全ての写しを添付して申請する必要があります。

(4) 審査の結果、要件を満たさないと判断した方は、助成を受けられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 虚偽の申請により、不正に助成を受けた場合は、お支払いした助成金を全額返還していただきます。

【助成制度に関する問い合わせ先・申請先】

〒061-0592 樽戸郡月形町1219番地

担当：月形町企画振興課地域振興係

TEL 0126-53-2325 FAX 0126-53-4373

E-mail : chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

